

とちぎ健康福祉協会条件付き一般競争入札公告共通事項（令和元年11月1日版）

1 競争に参加できる者の条件に関する事項

競争に参加できる者は、栃木県の建設工事入札参加資格者名簿に登載されている者のうち、原則として次に掲げる条件を満たしている者とする。

- (1) 競争参加資格確認申請の受付期限日において、1年7月前の日の直後の事業年度終了の日以降に経営事項審査を受けていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当していない者及び同条第2項の規定に基づく栃木県の入札参加制限を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをした者にあつては、手続開始の決定を受けた後に、別に定める手続きに基づく入札参加資格の再認定を受けていること。
- (4) 栃木県建設工事等請負業者指名停止等措置要領（以下「指名停止等措置要領」という。）に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- (5) 競争参加資格確認申請の受付期限日において、次のアからウまでに定める届出をしていない者（当該届出義務がない者を除く。）でないこと。
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
 - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出なお、特定建設工事共同企業体にあつては、すべての構成員について上記要件を満たすこと。
- (6) 栃木県低入札価格工事対策試行要領第3条の(3)のイ及び栃木県低入札価格工事対策試行指針3の(2)の規定に基づき、低入札価格工事の施工に専念する義務を課されている者でないこと。
- (7) 本店とは、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定に基づく主たる営業所に限るものであり、支店又は営業所とは、同法同条に基づくその他の営業所に限るものである。
- (8) 資本又は人事面において関連がある建設業者とは、次のいずれかに該当する者である。
 - ア 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしていること。
 - イ 建設業者の代表権を有する役員が、当該受託者の代表権を有する役員を兼ねていること。
- (9) 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

2 分離（分割）発注に係る入札条件に関する事項

- (1) 分離（分割）発注に係る入札条件を適用した入札は、入札公告に示す入札順位に従って順次執行し落札者を決定する。この場合、先に行われた入札の落札者（建設工事共同企業体の

構成員又は構成員の全部若しくは一部を同じくする建設工事共同企業体を含む。)が提出したその後の入札に係る入札書は無効とする。

- (2) 先に行われた入札において落札者の決定を保留してその後の入札を執行したときは、先に行われた入札の落札者が決定するまで、その後の入札の落札者の決定を保留することがある。
- (3) 先に行われる入札が中止又は不調になるなどして落札者が決定しないときは、その後の入札を入札順位に従って順次執行し落札者を決定することがある。

3 競争参加資格確認申請に関する事項

- (1) 提出する書類等（以下「申請書等」という。）は、入札公告に示す競争参加資格確認申請の受付期間に発注担当部署へ持参すること。
- (2) 申請書等の作成説明会は行わない。
- (3) 申請書等の記載内容ヒアリングは行わない。
- (4) 競争参加資格の確認の結果は、入札公告に示す競争参加資格確認通知日に文書により通知する。
- (5) 競争参加資格がないと認められた者は、その理由について説明を求めることができる。
- (6) 申請の受付期間に申請書等を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、本工事の競争入札に参加することができない。

4 特定建設工事共同企業体としての建設工事に係る一般競争入札参加資格審査申請に関する事項

特定建設工事共同企業体として競争入札に参加を希望する者は、建設工事に係る一般競争入札参加資格の審査に必要な次に掲げる書類を競争参加資格確認申請書類と同時に提出すること。

- (1) すべての構成員の次の書類
 - ア 申請日において有効な建設業許可通知書の写し
 - イ 栃木県一般競争（指名競争）入札参加資格及び格付決定通知書の写し
 - ウ 申請日において有効な総合評定値通知書（申請中の場合は、総合評定値請求書）の写し
- (2) 委任状（代表構成員に対するその他の構成員からの入札に関する権限についての委任状）

5 設計図書の閲覧等

- (1) 設計書、図面及び仕様書（以下「設計図書」という。）は、入札公告に示す設計図書の閲覧期間に発注担当部署からCD-Rを貸与する。
- (2) 設計図書に対する質問がある場合には、簡易な内容確認を除き書面（様式4「質問書」）により提出すること。

この場合、入札公告に示す質問の受付期間に持参、電子メール又はファクシミリにより提出すること。
- (3) 質問への回答は、入札公告に示す質問への回答日までに質問者に対し書面により行う。

6 現場説明会

現場説明会は行わない。

7 工事費内訳書の提出

- (1) 10 の(2)の開札の結果、落札候補者として決定した者に対し、入札書に記載される入札価格に対応した工事費内訳書の提出を求める。

この場合、入札公告に示す開札後の審査書類の提出受付期間に持参又は電子メールにより提出すること。

- (2) 工事費内訳書は、見積もった入札価格の積算基礎になるものであり、設計書の項目と同項目で作成され、かつ入札価格と整合したものであること。

8 入札の方法

- (1) 入札は、定められた時刻に開始する。
- (2) 入札書は、内容が透視できない封筒に封かんし、当該封筒に入札者の氏名（特定建設工事共同企業体の名称、代表構成員の法人の商号又は名称及び代表者氏名）を記載すること。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 入札は、代理人をして行わせることができる。この場合、当該代理人は、委任状を提出するものとする。
- (5) 代理人は、2人（者）以上の代理をすることはできない。
- (6) 入札者は、同一の入札についてほかの入札者の代理をすることはできない。
- (7) 入札の執行に先立ち、入札参加者は、一般競争入札参加資格確認通知書の写しを提出するものとする。
- (8) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自の価格を定めること。
- (9) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示しないこと。
- (10) 入札者は、提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回をすることができない。
- (11) 入札執行回数は1回とする。
- (12) 入札を辞退する場合は、辞退届を提出すること。辞退届を提出せず、入札日時に入札場所へ入札書を持参しなかった場合は、入札を辞退したものとみなす。

9 入札の無効

- (1) 次のいずれかに該当する場合は、当該入札者の入札を無効とする。

- ア 入札に参加する資格を有しない者が入札したとき。
 - イ 入札者が同一の入札について、二以上の入札書を提出したとき。
 - ウ 入札に際して虚偽又は不正の行為があったとき。
 - エ 入札書の記載事項が不明瞭で判読しないとき。
 - オ その他入札に関する条件に違反したとき。
- (2) (1)のウに該当する場合には、当該工事箇所に係る当該入札者のその後の入札を無効とする。
- (3) 3の(4)の通知により競争参加資格の確認を受けた者であっても、指名停止措置を受ける等、開札の時までに競争に参加できる者の条件のいずれかを満たさなくなった者のした入札は無効とする。

10 開札の方法

- (1) 入札後即開札とする。
- (2) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札候補者として決定する。

11 開札後の競争参加資格の審査に関する事項

- (1) 落札候補者は、競争参加資格の審査に必要な次に掲げる書類を提出すること。
 - ア 入札参加資格（すべての構成員）
 - ・ 栃木県一般競争（指名競争）入札参加資格及び格付決定通知書の写し
 - ・ 最新の総合評定値通知書（申請中の場合は、総合評定値請求書）の写し
 - イ 社会保険等の加入状況
 - ・ 最新の総合評定値通知書（申請中の場合は、総合評定値請求書）の写し（再掲）
 - ウ 営業所等の所在地（すべての構成員）
 - ・ 建設業許可申請書様式第1号及び別紙の写し
 - ・ 所在地に変更があった場合は変更届出書の写し
 - エ 配置予定技術者の資格（すべての構成員）
 - ・ 国家資格者等にあつては当該資格証明書等の写し
 - ・ 監理技術者にあつては監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の写し
 - オ 配置予定技術者の工事経験（代表構成員）
 - ・ 当該工事の内容が、条件に該当する工事であることを証明できる書類（CORINSの「登録内容確認書」、契約書、設計書、仕様書、図面等の写し等）
 - カ 企業が雇用する技術者数（代表構成員）
 - ・ 国家資格者等にあつては当該資格証明書等の写し
 - ・ 3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類として健康保険被保険者証（所属建設業者名が記載されているものに限る）の写し。ただし、後期高齢者医療制度の加入者については、後期高齢者医療被保険者証の写し及び住民税特別徴収税額の決定・変更通知書の写し(市町村が作成する「特別徴収義務者用」に限る。)。これ以外の書

類は、雇用関係を証明する書類として認めない。

- (2) 競争参加資格の審査に必要な書類は、入札公告に示す開札後の審査書類の提出期限までに持参により提出すること。
- (3) 競争参加資格の審査の結果、競争参加資格がないと認めた者へは、文書により通知する。
- (4) 競争参加資格がないと認められた者は、その理由について説明を求めることができる。

12 落札者決定の方法

- (1) 落札者は、10の(2)の落札候補者について、11により競争参加資格を審査の上、決定する。
ただし、落札候補者が11による競争参加資格の審査に必要な書類を提出期限までに提出しないとき、又は落札候補者の競争参加資格の審査の結果、競争に参加できる者の条件を満たしていないと認められるときは、次順位者から順次審査を行い、適格者が確認できるまで行うものとする。
- (2) 落札者決定の結果については、落札候補者から11による競争参加資格の審査に必要な書類が提出された日から起算して3日以内（栃木県の休日に関する条例（平成元年栃木県条例第2号）第2条に規定する県の休日を除く。）に文書により通知する。ただし、審査に疑義が生じた場合は、この限りでない。
- (3) 落札者として決定した場合は、落札通知書を交付する。
- (4) 10の(2)の開札の結果、落札候補者が2者以上ある場合には、対象者すべてを落札候補者とし、あらかじめ落札候補者の順位を「くじ」により決定する。
くじの方法は、最初に「落札候補者の順位を決定するくじをひく順番を決めるくじ」をひき、その結果により「落札候補者の順位を決定するくじ」をひいて落札候補者の順位を決定する。
くじの結果、落札候補者の順位に従い、(1)により落札者を決定する。

13 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 納付

ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業者の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の1以上とする。

14 請負契約書

請負契約書の作成を要する。

15 支払条件

- (1) 前金払 請求できる（栃木県建設工事等執行規則（昭和48年栃木県規則第62号）

第 12 条により計算した額)

- (2) 中間前金払 請求できない
- (3) 部分払 請求できる

16 営業所等の所在地に関する事項

競争に参加できる者の条件のうち、入札公告の 4(1)のイの営業所等の所在地に関する条件における地域内に含まれる市町は、次表の地域の区分に応じてそれぞれ右に掲げる市町とする。

地域の区分		左の地域内に含まれる市町	
県内	県北地域	那須地域	大田原市、那須塩原市、那須町
		塩谷南那須地域	矢板市、さくら市、塩谷町、高根沢町、 那須烏山市、那珂川町
	県央地域	河内地域	宇都宮市、上三川町
		上都賀地域	鹿沼市、日光市
		芳賀地域	真岡市、芳賀町、市貝町、益子町、茂木町
	県南地域	下都賀地域	栃木市、小山市、下野市、壬生町、野木町
		安足地域	佐野市、足利市